

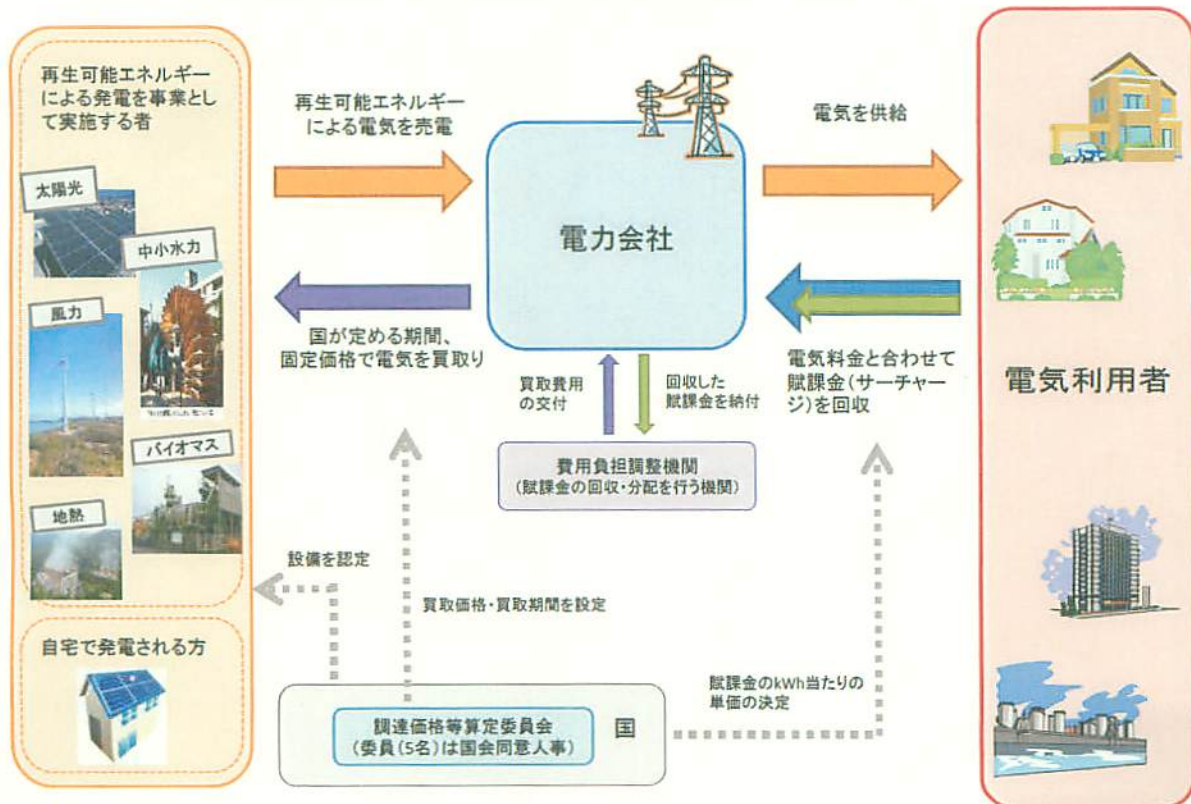
再生可能エネルギー固定価格買取制度の概要



平成24年4月
中部経済産業局エネルギー対策課

1

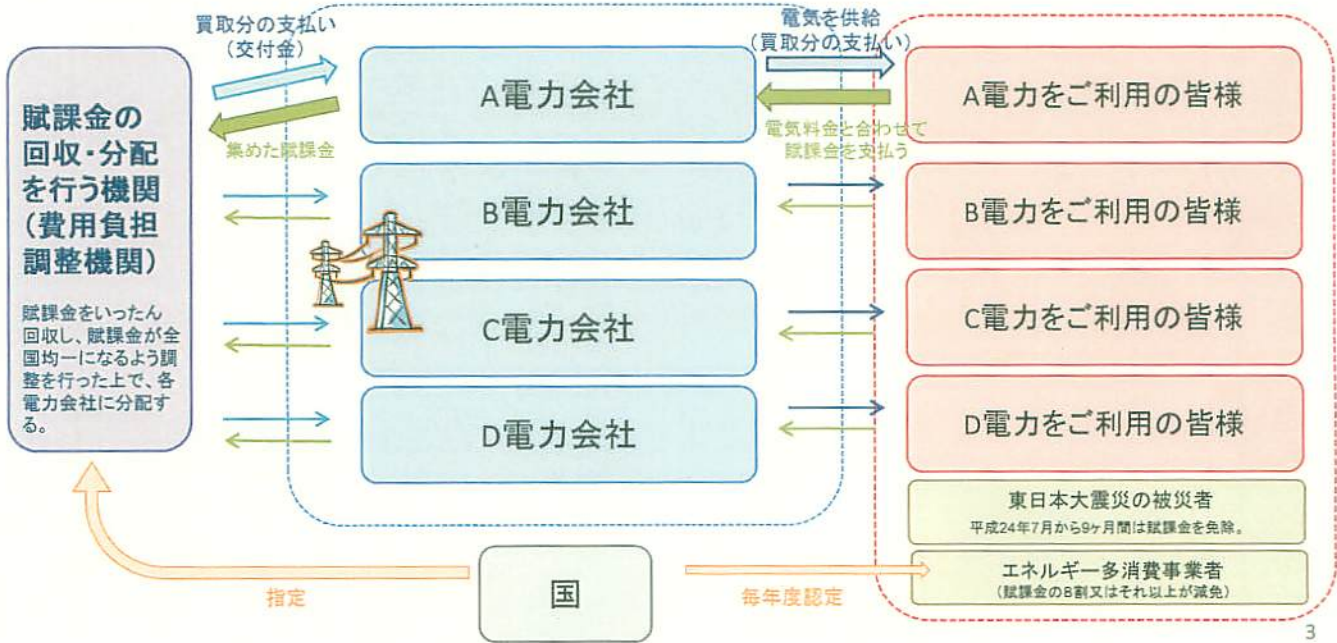
再生可能エネルギー特措法の概要



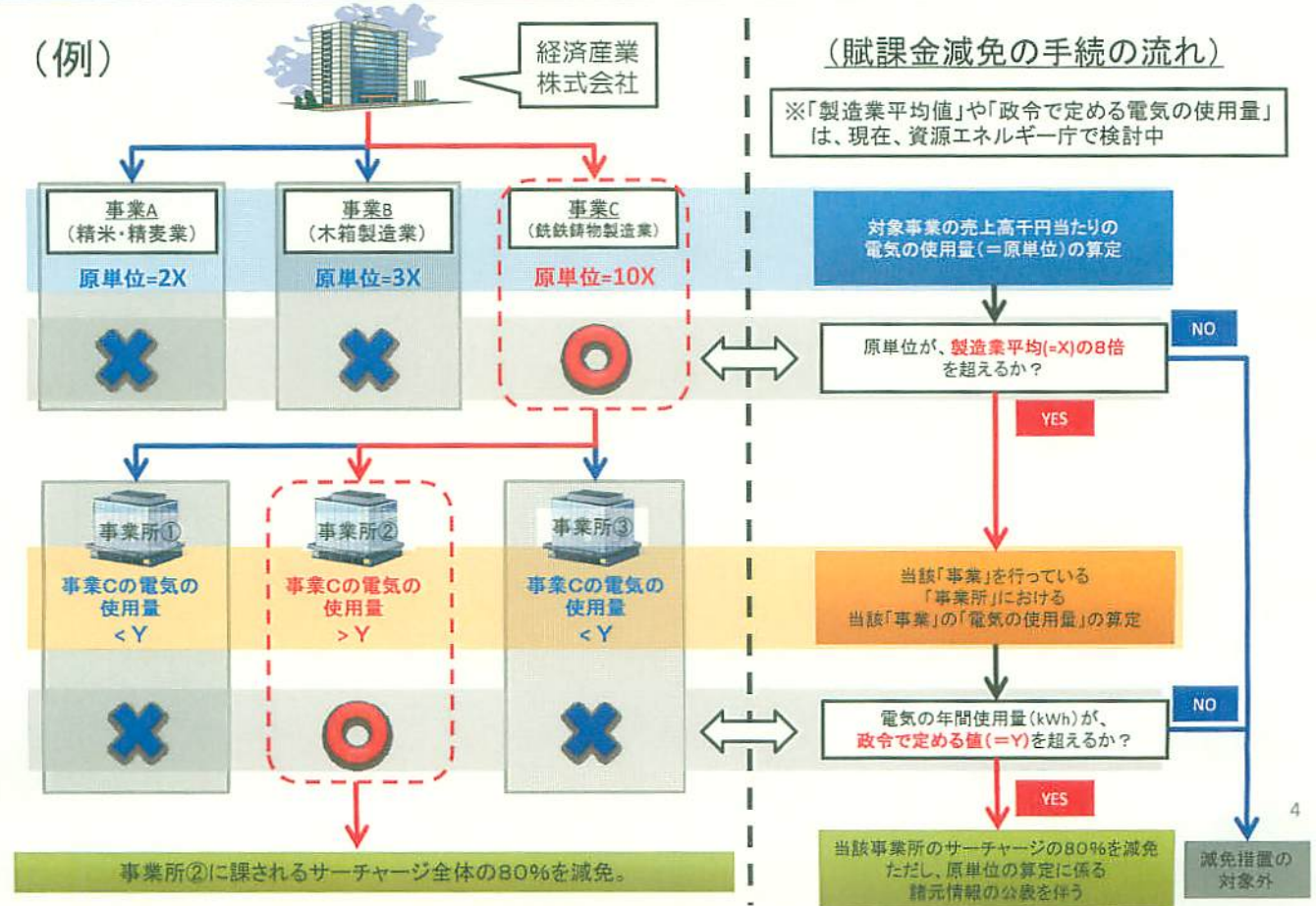
2

賦課金の回収・分配について

- ご負担いただく金額の基礎となる賦課金単価は、全国一律とします。賦課金単価は、前年度実績を基に、国が定めます。ただし、極めて大量のエネルギーを消費される事業者の方(次ページ参照)及び東日本大震災の被災者の方については、賦課金が減免されます。
- 再生可能エネルギーの導入速度は地域間でばらつきがでる可能性があるため、その負担を調整するための機関を新たに設置します。電力会社が集めた賦課金は、この費用調整負担機関がいったん回収し、その上で、実際の買取費用に応じて、同機関から交付金というかたちで、各電力会社に渡す仕組みとしています。



製造業における賦課金減免の適用イメージ



法律上の規定

- 売上高1,000円当たりの電気の使用量（原単位）が、
 - ・ 製造業の場合 = 製造業平均原単位の**8倍**を超える事業であること
 - ・ 非製造業の場合 = 非製造業平均原単位の**政令で定める倍数**を超える事業であること
 - 原単位基準を超えた事業を行う事業所の当該事業に係る年間の電気使用量が**政令で定める量**を超えること
- 上記を満たすかどうか、事業者からの申請に基づき経済産業大臣が毎年度、年度の開始前に該当する事業所を認定する（認定を受けた事業所はその年度の賦課金が8割程度減免される）。



政令で定める基準は現在検討中

その他の規定

- 認定を受けた事業所については、事業者の氏名・住所、事業所の名称・所在地、認定に係る事業の売上高・電気の使用量等が公表される。
- 経済産業大臣は、認定を受けた者が偽りその他不正の手段により認定を受けた場合、認定要件を欠くに至ったと認める場合には認定を取消し、当該事業者はその後5年間認定を受けることができない。

認定手続

- 減免認定申請書、必要な添付書類の提出先は、申請を行おうとする事業者が所在する地域の地方経済産業局とする。

5

お問い合わせ先

◆当該資料に関するお問い合わせ

中部経済産業局 エネルギー対策課
電話052-951-2775

◆制度に関する最新の情報

※以下のホームページをご覧ください

URL:<http://www.enecho.meti.go.jp/saiene/kaitori/index.html>

資源エネルギー庁 再生可能エネルギー推進室

電話03-3501-1511 内線4455~4458までお願いします。

6